

平成 30 年度 新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議 会議録

【日 時】 平成30年12月10日（月）午後2時から午後4時まで

【会 場】 新潟市水道局水道研修センター

【出席者】 委員長 中川 兼人（大学院准教授）

委 員 大野 寛之（公認会計士）

委 員 切替 敦子（公募委員）

委 員 鈴木 高志（弁護士）

委 員 津野 洋子（行政書士）

（※委員長を除き五十音順）

【議事内容】

（進行役・経理課長補佐）

ただ今より、平成 30 年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を始めます。

私は、本日の進行を務めます経理課長補佐の佐藤です。よろしくお願いいたします。

開会に先立ち、事務局よりお知らせいたします。当委員会は、要綱により議事概要を公表することになっておりますので、会議録を作成する関係から録音させていただきますことをあらかじめ御了承ください。また、公開会議としておりますので、本日は、傍聴者がお越しです。なお、報道関係には、写真撮影を許可させていただいておりますので、併せて御了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、総務部長の中村より御挨拶を申し上げます。

【総務部長あいさつ】

（総務部長）

総務部長の中村でございます。開会に当たり、ひと言御挨拶を申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、師走のお忙しい中、また、お寒い中、本日御出席いただきまして大変ありがとうございます。

水道局の今年一年を振り返りますと、1月に襲来いたしました36年ぶりと言われる寒波の影響により、水道管の凍結、破裂が多発いたしました。その結果、西蒲区の浄水場におきましては、運転に支障が出るほど配水量が急激に増加してしまいました。そのことで、西蒲区の一部の地域におきましては、計画断水をせざるを得ないという状況になり、お客さまには大変御迷惑をお掛けするという事態が発生してしまいました。

また、夏場におきましては、厳しい暑さと雨が少なかったことで、河川の水量も減少し、阿賀野川、信濃川の両河川共、浄水場の取水施設付近まで海水が遡上（そじょう）、上がってきました。一時は、水道水の水質の維持が心配されるような状況もありましたが、幸いにして、関係機関の御理解と御協力をいただきまして、継続的に水道水をお送りすることができたというようなこともございました。

また、新潟ばかりでなく、全国的に見ましても、中部地方、西日本地方を襲いました大

雨や台風、また、関西や北海道に発生した地震など、自然災害による被害が相次ぎ、改めてライフラインの重要性と、水道事業者としての責務を再認識する一年であったのかなと思っております。

さて、今年度2回目の開催となります本日は、委員会開催要綱に基づき、まず昨年度の下半期と今年度の上半期の工事の入札、契約の状況、また、指名停止の状況について報告をさせていただきます。その後、大野委員から抽出していただきました10件の工事発注契約について、その概要を説明し、委員の皆さまから御意見をいただきたいと存じます。

私どもは、これまでも入札契約の制度の三原則でございます、透明性・公平性・競争性、これらを確保するために総合評価方式の導入などを進めてまいりました。今後も、地元業者の保護・育成、また、地域経済の健全な成長といった事柄にも配慮しながら、改善に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。こうした取組みを進めるに当たりまして、委員の皆さまから、入札結果に対する評価ですとか、制度全般について、さまざまな忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

(進行役・経理課長補佐)

それでは、これより議事に入らせていただきますが、これより先は、委員長に進行をお願いしたいと思います。中川委員長、よろしくお願いいたします。

## **【(1) 平成29年度下半期及び平成30年度上半期における発注工事状況報告】**

(中川委員長)

はい。それでは、委員の皆さま、本日は、本当に、足元の悪い中、御苦勞さまでございます。これから、平成30年度の入札評価委員会後期定例会議を次第に従って進めていきたいと思っておりますので、皆さまの忌憚のない意見をお願いしたいと思います。

早速ですが、初めに次第(1)の平成29年度下半期及び平成30年度上半期における発注工事の状況報告について、事務局からお願いいたします。

(経理課長)

経理課長の小柴でございます。よろしくお願いいたします。

発注工事の状況を資料に沿って説明いたします。資料1ページ「発注工事総括表」をお開きください。本日の委員会において評価の対象となる案件は、当新潟市水道局が平成29年度下半期と30年度上半期の12カ月間に発注した、設計金額が250万円を超える工事契約です。対象期間中、合計で291件の工事契約を行っており、契約金額の合計は79億8,113万5,200円、平均落札率は92.51パーセントとなっております。契約方式別の内訳でございますが、制限付一般競争入札は127件で、平均落札率が90.7パーセント、指名競争入札は122件で、平均落札率93.02パーセント、一者随意契約は42件で、平均落札率96.53パーセントでした。

次に、半期別の発注工事状況でございます。3ページをお開きください。平成29年度下半期半年分の「発注工事総括表」となっております。また、この明細といたしまして、4ページから12ページにかけて、「契約方式別工事一覧表」を記載しております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に、それぞれ工事名、工事種別、請負業者、契約金額、落札率、発注課、申請者数、辞退・棄権者数、無効・失格数を記載しております。また、総合評価方式で入札を実施した案件は、一覧表の一番左の列、工事番号の下に括弧書きで「(総合評価)」と記載しております。

同様に、14ページに平成30年度上半期半年分の「発注工事総括表」、15ページから22ページにかけて「契約方式別工事一覧表」を記載しております。

なお、予定価格を事前公表した案件は、その旨を表中に記載することとしておりますが、このたびの1年間の対象期間に予定価格を事前公表した案件はございませんでした。また、一者随意契約につきましては、漏水修理工事などの緊急性を要する場合や浄水場設備の電気工事や機械工事などの専門性が高くメーカー独自の技術を要するなどの理由で、競争入札になじまない場合に限定して随意契約を実施しております。

以上で発注工事状況の報告を終わります。

(中川委員長)

ありがとうございました。

ただ今の発注工事の状況について、何か皆さんから御質問等ございますでしょうか。ここは、基本的に数字だけの部分ですので、問題ないかなと思います。

それでは、次第に従いまして、(2)の指名停止措置について、事務局から説明をお願いします。

## 【(2) 指名停止措置について】

(経理課長補佐)

経理課長補佐の佐藤でございます。指名停止措置について報告させていただきます。措置件数は、平成29年度下半期には3件、30年度上半期には2件となっております。

資料23ページをお開きください。平成29年度下半期の措置内容です。「指名停止措置一覧表」の[1]の株式会社志賀組は、本市発注の道路改良工事の施工において、作業時に合図する者を配置せずにコンクリートブロックの積込み作業をしていたところ、作業員が工事車両に頭部を挟まれ、一時、意識不明の重体となる事故を発生させたことが、「新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条別表第1第7号の(安全管理措置等の不適切により生じた契約関係者事故)の措置基準に該当することから、平成30年2月22日から平成30年3月21日までの1カ月の指名停止措置を行いました。

[2]の株式会社新光コンサルタントは、佐渡市が発注した配水管設計業務委託の指名競争入札をめぐる、同社の使用人が公契約関係競売入札妨害の容疑で平成30年1月26日に逮捕されたことが、指名停止等措置要領第2条別表第2第6号(競売入札妨害又は談合)

の措置基準に該当することから、平成30年2月22日から平成30年5月21日までの3カ月の指名停止措置を行いました。

[3]の株式会社笹孫土木及び株式会社堤組は、本市発注の道路改良工事の施工に当たり、一次下請業者である株式会社堤組が、作業誘導員を配置せずに工事用車両をバックさせたため、舗装切断を行っていた作業員に接触し、重傷を負わせる事故を生じさせたことが、指名停止等措置要領第2条別表第1第7号（安全管理措置等の不適切により生じた契約関係者事故）の措置基準に該当することから、両者に対し、平成30年3月27日から平成30年4月26日まで1カ月の指名停止措置を行いました。

次に、24ページをお開きください。平成30年度上半期の措置内容です。「指名停止措置一覧表」の[1]の大成建設株式会社は、東海旅客鉄道株式会社、JR東海が発注した中央新幹線、いわゆるリニア新幹線でございますが、中央新幹線に係る建設工事の受注調整事件において、独占禁止法に違反する犯罪があったとして、大成建設及び同社の顧問が公正取引委員会から刑事告発を受けたことが、指名停止等措置要領第2条別表第2第4号（独占禁止法違反行為）の措置基準に該当することから、平成30年5月15日から平成30年8月14日まで3カ月の指名停止措置を行いました。

[2]の株式会社フジタは、国土交通省豊岡河川国道事務所が発注したトンネル建設工事をめぐり、同社の使用人が贈賄の疑いで、平成30年6月27日、兵庫県警に逮捕されたことが、指名停止等措置要領第2条別表第2第3号（贈賄）の措置基準に該当することから、平成30年7月24日から平成30年8月23日まで1カ月の指名停止措置を行いました。

以上で報告を終わります。

（中川委員長）

ありがとうございました。

この件につきまして、皆さまから何か御質問等ございますでしょうか。

（鈴木委員）

じゃあ、私から。

（中川委員長）

はい。鈴木委員。

（鈴木委員）

平成29年度下期の2番目の佐渡の案件ですけれども、入札妨害の容疑ということですが、もうちょっと具体的な中身を教えていただければと思います。

（経理課長補佐）

これにつきましては、行政サイドの佐渡市の側は、官製談合防止法で逮捕されております。

して、佐渡市側が漏えいした情報に基づいて、新光コンサルタントのほうで談合を行ったというところまで把握しております。

(鈴木委員)

新聞記事で出ているような内容で、それ以上は、特にないですか。

(経理課長補佐)

ええ。それ以上は、把握しておりません。

(中川委員長)

鈴木委員、よろしいですか。

(鈴木委員)

はい、結構です。

(中川委員長)

今のことに絡んでですけれども、簡単に、指名停止期間1カ月、3カ月というような、それぞれ枠があるのですけれども、相当重いとなるとどれぐらいの期間で、軽いのは、多分1カ月かなという感じがするのですけれども、その辺りが、規定とか、あるいは、大体のルールがあれば、教えていただけますか。

(経理課長補佐)

はい。要領に基づきますと、短いものと2週間程度から、長いものと24カ月。

(中川委員長)

24カ月。

(経理課長補佐)

はい。こういった基準で運用しております。

(中川委員長)

わかりました。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

### 【(3) 抽出された工事案件について】

(中川委員長)

ないようでしたら、次に移りたいと思います。

次第の（３）抽出された工事案件についてということですが、今回、工事案件を抽出していただいたのが大野委員ですので、お手数ですが、大野委員から抽出の理由などを説明していただけますか。

（大野委員）

はい。資料 25 ページ「抽出事案一覧表」になります。相対的には、先週ですか、水道法が改正されて、世間一般に水道事業に対する関心が非常に高くなってきているということ配慮しまして、市民目線で関心のあるものを選んだつもりでございます。個別的に申し上げますと、まず、制限付一般入札で 4 件選びました。

1 番目は、粉末活性炭の注入設備の更新工事でございますが、これにつきましては、申請者が 3 名ということで少ない。うち 1 名は辞退・棄権ということになって、少数になってしまった、こういった背景を聞きたいということで選ばせていただきました。

2 番目の水質自動計測設備の更新工事も、1 件目と同じように少数となった背景を聞きたいということで選ばせてもらいました。

3 番目の前 P A C 注入ポンプ電気設備の更新工事でございますが、これは、落札率が一番高いということで選びました。

4 番目の監視制御設備の更新工事ですが、契約金額が大きいということ、また、比較的落札率も高いということで選ばせていただきました。以上、4 件でございます。

次の指名競争入札につきましても、4 件抽出しました。

1 番目の濃縮槽ほか補修工事は、99.72 パーセントと落札率が高いということで選びました。

2 番目の中央区の南山配水場構内も、落札率が高いということで選ばせていただきました。

3 番目の配水管布設工事につきましては、指名競争入札の中では金額が大きいということで抽出しました。

4 番目は、南区の浄水場の構内ですが、こちらは、辞退・棄権が多いということ、無効・失格もあるということで選ばせていただきました。

以上、4 件、指名競争入札で抽出しました。

最後の随意契約でございますが、1 番目の南区の浄水場の構内ということで、契約金額が 7,300 万円余りということで大きくなっていますので、こちらを抽出しました。

2 番目の西区明田等の工事につきましては、99.96 パーセントということで落札率が非常に高いということで、こちらの工事を抽出しました。

以上、合計 10 件を抽出しました。以上です。

（中川委員長）

ありがとうございました。お手数をおかけしました。

それでは、今回抽出された 10 件の案件につきまして、まず、制限付一般競争入札、次に、

指名競争入札、そして、随意契約というかたちで、それぞれの発注方式別に一括で、まず、事務局から説明を受けたいと思います。そのようなかたちでやって、そこから、それぞれの審議に入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、事務局、お願いいたします。

(経理課長)

はい。それでは、制限付一般競争入札の抽出事案 4 件につきまして、順に御説明申し上げます。

最初の案件ですが、資料 27 ページをお開きください。この工事は、計画整備課所管の工事番号「計阿施 29 第 101 号」、工事名称が「粉末活性炭注入設備更新工事」です。施工場所は「江南区阿賀野川浄水場構内」です。工種は「機械器具設置」です。この工事は、7月に委員の皆さまからご視察をいただきました阿賀野川浄水場の施設整備事業の一環として、通常の浄水処理では取り除くことが困難な河川水のおいよ農薬を除去するための粉末活性炭を注入する設備が経年劣化しておりますことから、設備を更新したものです。

入札参加資格につきましては、次の 28 ページをお開きください。入札公告の下から 5 段目「格付又は評点」と、その下の「営業拠点」という欄がございますが、こちらに記載の通り、この入札に参加するものの資格は、平成 29・30 年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されていること、国内に本社・本店を有すること。ただし、24 時間体制で設置設備の維持を行うことが可能であり、かつ、緊急時には、2 時間以内で修理復旧に着手することが可能な営業所などを有することとしております。また、この工事の実績要件につきましては、下から 3 段目でございますが、平成 14 年 4 月 1 日以降に竣工した、施設能力日量 50,000 立方メートル以上の上水道施設で、粉末活性炭注入設備の設計かつ据付工事の元請実績があることといたしました。

次に、入札参加状況でございますが、29 ページをご覧ください。「入札・契約結果詳細」でございます。入札参加申請者は 3 者でございますが、平成 29 年 10 月 30 日に入札を実施し、落札者の資格認定確認等を行った上で、11 月 6 日に契約を締結しております。

この案件につきましては、申請者数 3 名と少なく、そのうち 1 名は、辞退・棄権という理由で抽出をしていただきました。

粉末活性炭注入設備は、水道施設における、分類上は薬品注入設備でありますことから、水処理関連業者に相手方は限定されますが、この工事の設計に当たりましては、メーカー 6 者から見積を得ておりました。しかし、実際の入札においては、採算などの面から参加を見送ったのではないかと推測されます。

また、辞退した 1 者からは、既にほかの工事を受注していたため、技術者の確保ができなかったという理由が私どもには寄せられております。以上がこの件につきましての説明でございます。

続きまして、2 件目の案件については、資料 33 ページをお開きください。浄水課所管の

工事番号「債浄満施 29 第 1 号」「水質自動計測設備更新工事」です。施工場所は「秋葉区満願寺浄水場構内」です。工種は「電気」です。この工事の目的は、浄水処理後の水の濁度、pH、残留塩素などを自動で計測するための設備が老朽化したため、設置しております部屋の改修も含め全面的に更新をしたものでございます。

入札参加資格につきましては、次の 34 ページをお開きください。入札公告の下の部分、「格付又は評点」、「営業拠点」に記載の通り、平成 29・30 年度入札参加資格者名簿の電気工事に登録され、A ランクに格付認定されていること。また、新潟市内に本社・本店、支社・支店又は建設業法上の営業所を有することとしております。また、工事の実績要件については、平成 14 年 4 月 1 日以降に竣工した上水道施設における水質計測設備の設置工事又は更新工事の元請実績があることを要件としております。

次に、入札参加状況でございますが、35 ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。入札参加申請者は、全部で 3 者で、平成 30 年 1 月 15 日に入札を実施し、落札者の資格認定確認などを行った上で、1 月 19 日に契約を締結しております。

この案件につきましては、申請者数 3 名と少なく、うち 1 名は、無効・失格という理由で抽出をしていただきました。

水質計器を扱う業者の数はそれほど多くなく、また、この工事につきましては、手狭なスペースでの機器類の全面更新でございまして、更に、設備を稼働しながらの工事であることなど、非常に複雑で専門性、特殊性が高いことから、申請者が少なかったものと推測されます。なお、無効となりました 1 者でございますが、私どもが設定をいたしました最低制限価格を下回った額での入札でありましたため、無効となっております。この件については、以上の通りでございます。

続きまして、3 件目の案件でございます。資料 39 ページをお開きください。この工事も、同じく浄水課所管の工事番号「浄満施 29 第 7 号」「前 PAC 注入ポンプ電気設備更新工事」です。施工場所は、2 番目の案件と同様に、こちらも「秋葉区満願寺浄水場構内」でございます。工種は「電気」です。この工事の目的は、原水であります川の水の中のごく細かい土砂などの浮遊物質を凝集、塊にまとめてしまいまして、凝集しやすくするために、浄水過程で使用する薬品でありますポリ塩化アルミニウム、これを略して PAC、パックと呼んでおりますが、この薬品を注入するためのポンプの電気設備が老朽化したため更新したものです。「前」というのは、浄水工程の中で、PAC を注入するタイミングを示しております。

入札参加資格につきましては、次の 40 ページをお開きください。入札公告の下の部分、「格付又は評点」、「営業拠点」に記載の通り、平成 29・30 年度入札参加資格者名簿の電気工事に登録され、A ランクに格付認定されていること、そして、新潟市内に本社・本店、支社・支店又は建設業法上の営業所を有することとしております。工事の実績要件につきましては、平成 14 年 4 月 1 日以降に竣工した上水道施設における電気設備工事の元請実績があることとしております。

次に、入札参加状況でございますが、41 ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください



い。入札参加申請者は9者でございまして、平成29年12月14日に入札を実施し、落札者の資格審査などを行った上で、12月20日に契約を締結しました。

この案件につきましては、落札率が一番高いという理由で抽出をしていただきました。

この工事の入札におきましては、落札者以外、入札を行った6者は、いずれも予定価格を超過していました。この工事は、工事価格のうち、機器費の占める割合がおよそ82パーセントと高いこと、また、工事内容におきましては、専門性、特殊性が高いことに加え、ポンプを運転しながらの工事で複雑であったことなどから、入札価格が上昇したものと推測をしております。

最後に、一般競争入札の4件目でございます。資料45ページをお開きください。計画整備課所管の工事番号「計阿施30第201号」「監視制御設備更新工事」です。施工場所は「東区竹尾配水場、北区南浜配水場、同じく北区内島見配水場のそれぞれ構内」です。工種は「電気」です。この工事の目的は、無人の配水施設であるこれらの配水場の受変電設備やポンプ設備の自動制御システムを担う監視制御装置が経年劣化していたことから、機能維持を図るため更新したものです。

入札参加資格については、次の46ページをお開きください。入札公告の下の部分、「格付又は評点」「営業拠点」に記載の通り、平成29・30年度入札参加資格者名簿の電気工事に登録され、Aランクに格付認定されていること、国内に本社・本店を有すること。ただし、24時間体制で設置設備の維持を行うことが可能であり、かつ、緊急時には、新潟市内に駐在する専門技術者が速やかに同設備の修理復旧に着手することが可能な営業所などを有することとしております。工事の実績要件については、平成15年4月1日以降に竣工した、施設能力日量40,000立方メートル以上の上水道ポンプ場施設における監視制御設備の設計、かつ、更新工事の元請実績があることとしました。

次に、入札参加状況ですが、47ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。入札参加申請者は、全部で12者で、平成30年6月21日に入札を実施し、落札者の資格審査などを行った上で、7月17日に契約を締結しております。

この工事の入札におきましては、この表の最上段の業者で、株式会社ジェスクホリウチ新潟支店が、最低制限価格と同額で入札をし、最も低い金額でございましたが、資格審査を行いました結果、工事の実績要件を満たさないことが確認されましたので、2番目に安い金額で入札をした、表2段目の業者、株式会社日立製作所新潟支店と契約を締結しました。

この案件につきましては、契約金額が最も高額、また、比較的落札率も高いとの理由で抽出をしていただきました。

この工事は、工事費のうち、機器費が87パーセントを占め、また、本市、水道施設に適合した専用の自動制御システムを構築する必要があったため、オーダーメイドのシステムを特別に製作したことにより、金額が高額となっております。

また、落札率につきましては、最低制限価格での率を0.2パーセントほど上回るものでもございましたが、先ほど説明した入札の経緯もございまして、ほぼ最低制限ラインに近い

ということもあって、妥当な額というふうに私どもとしましては捉えております。なお、最低制限価格については、工事費に占める機器の割合が高いことから、配水管の布設工事などに比べますと、予定価格に対する割合が非常に高くなっております。

以上で、制限付一般競争入札の抽出事案4件につきまして説明を終わらせていただきます。

(中川委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今のこの4件につきまして、皆さんの御質問、御意見等をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(鈴木委員)

すみません、私から。

(中川委員長)

鈴木委員。

(鈴木委員)

今ほど説明いただきました4番目の案件です。45 ページの一番下のところで、入札状況等の経過が書かれて、先ほどの御説明で、実績要件が欠けていたので、当初、一番金額の低かった業者が無効となって、その次となったというお話でしたが、この枠内の記載で、実績要件のほかに審査書類の不足と実績要件の欠落とあるので、この審査書類は、どんなものなのでしょうかという質問です。

(経理課長)

はい。まず、私どもは、一般競争入札の場合、事後審査制というのを取っておりまして、まず、落札の候補者となった段階で過去の工事实績等を書面で提出をしていただくんです。このジェスクホリウチは、無効になった業者さんですが、その書面自体を、本来であれば、入札の札入れのときにもう準備をして、自分が落札者になったらすぐ出せるという状況に準備をしておいていただければよろしかったのですが、最初に落札候補になった段階で、それを準備されておらず、かつ、実績要件として、私どもが入札公告に掲げた過去の工事实績がないという二つの理由がございまして、落札者となれなかったという状況でございました。

(鈴木委員)

わかりました。ありがとうございます。

(中川委員長)

よろしいですか。

(鈴木委員)

はい。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

(津野委員)

すみません。

(中川委員長)

はい、津野委員。

(津野委員)

1 番目の案件ですけれども、入札の会社が 3 者だけということで、しかも、1 者は辞退ということなんですけれども、先ほどの説明ですと、この薬品の水処理の会社というのは、それほど多くないということだったんですけれども、やはり 2 者というのは、なかなか少ないなという感想を持つのですけれども、メーカーは、最初は 6 者から見積を取られたということでしょうか。

(経理課長)

見積につきましては 6 者から取りましたので、少なくとも見積を出してくださった業者さんは、入札に参加していただけるのかなと、最低でも 6 者以上は集まるなと思っていたのですが、実際に札入れしてくださった方が 2 者しかなかったということで、私どもも発注者ではございますが、よその水道事業者などからも、やはりさまざまな発注があるわけですので、当然、その技術者さんの手がふさがってしまい、札を入れたくても入れられないといったような状況があったのかなと推測をしております。

(津野委員)

わかりました。何かこう、またそんなようなかたちで重なってしまったときに、やはりそういう水処理をできる会社が少ないとなると、そこら辺がどうなのかなとちょっと心配があったんですけれども、はい。わかりました。

(中川委員長)

よろしいですか。

(津野委員)

はい。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

はい、大野委員。

(大野委員)

2番目の水質自動計測設備更新工事につきまして、これは3者が入札されたのですけれども、1者が無効で、もう1者は超過ということで、結局、今の1者ということになっているのですけれども、この入札金額の価格なのですから、非常にばらつきがあると申しますか、上は8,800万円に対して、下が7,100万円ということで、この辺、それは入札者さんの都合なんだろうけれども、こんなに乖離(かいり)が生じたということのお考えというか、そういったことが一つ知りたいのと、もう一つは、これは、私はよくわからないところなんですけれども、今回は、菱電社が7,550万円が入札されてきて、それが最低制限価格7,550万円ということで、これは、たまたま一致したのか、何か業界の計算方法を使うと、これが最低みたいなことになってしまうのか、その辺り、この一致した背景といたしますか、どういうことが考えられるのかお教えいただきたいと思います。

(経理課長)

はい。まず、札が乖離する理由ですけれども、私どもは、発注時に設計書を一般競争入札の場合、金額を抜いたものをまず公表いたしますが、主要な高額な機器を、見積等で単価を私どもが決定した場合、幾らで見えていますというのを公表しております、機器費については。

(大野委員)

機器についてはですね。

(経理課長)

はい。あと、ほかには、労務費ということになるのですが、労務費なども、単価表等をしっかり調査していただければ、公表された数字をお金を抜いた設計書に当てはめていけば、水道局が幾らで積算をしているかというのは容易に算出できるかと思います。

逆に、そこまでたどり着きますと、最低制限価格の設定方法につきましても公表しておりますので、それを式に当てはめていただければ、ぴったりの金額を恐らくは出せると思われます。

なぜこのような乖離が出てしまったのかというのは、各業者さんは、もちろん自社で工

事予算を積算されて、自社できちんと利益が出せるラインの札を入れてくださっているはずなのですが、先ほども申しましたように、機器費等も主要な項目は開示しておりますし、労務費等もはじけますので、その辺りの戦略的なものは、なかなか理由がわからないところでございます。もちろん会社さんによっては、入札ごとにそれぞれ戦略がどうも違うみたいで、いつも安く入れるとか、いつも高く入れるとか、業者さんによってそれが決まっているというわけでもございません。ですので、その辺りは、受注意欲ですとか、そういったものをいろいろ加味されて価格を決定されてきているのではないかなと推測をしております。

また、2点目の質問でございますが、菱電社が最低制限価格をぴったりと当てている札を入れてきております。冒頭申し上げましたように、積算に必要な数字につきましては、基本的にはほぼ開示しているような状態でございますので、積算をしっかりとやっていただければ、設計書から最低制限金額を導き出すのは、そう難しいことではないのかなと思っております。以上でございます。

(中川委員長)

大野委員、よろしいでしょうか。

(大野委員)

ということは、比較的この種の工事は、価格競争というよりも、価格競争があまり成り立たないようなところがあるように見受けられて、どっちかという品質面での競争というのを、市民目線からですけれども、取り入れて業者さんを選ぶというのも、一つ考えられたらいいのかなと思うんです。

(経理課長)

ありがとうございます。高額で複雑な工事等につきまして、業者さんから技術提案をいただきながらいいものがつくれるといったような案件につきましては、総合評価方式を取り入れまして、単に価格の競争にはならないような、そういうふうな取組みも少しずつ始めてきてはおります。

なお、ご助言を踏まえまして、今後も、価格競争だけがいいのか、そのほかのいい方法がないのかということを含めまして、引き続き、私どもも一生懸命勉強してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(中川委員長)

よろしいですか。

(大野委員)

はい。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

切替委員。

(切替委員)

すみません。先ほどの津野委員の質問と同じように、私も、1番目と2番目の案件の入札の候補者がすごく少なかったところが気になって、そもそもが、この格付の評点ですとか、実績要件とかを、この要件を満たす業者さんというのは、そもそもがどのぐらいあるものなのかなというのを、例えば、ほかのもそうなんですけれども、この1番目の案件だけが、機械器具の設置工事に登録されているものとなっていますけれども、ほかのは、電気も、電気工事でAランクという格付が決まっていて、そのほかにも24時間体制であることとかいろんな条件があるかと思うんですけれども、すごく少なかったところなんかも、大体通常だと、こういう要件を満たすところほどのぐらいあるものなのかが、私は全く素人でわからないのですけれども、もし把握されているようでしたら、教えていただけたらなと思いました。

(経理課長)

浄水課長。

(浄水課長)

同じ機械器具、それから電気設備、その工種だけを見ますと、結構多くの業者さんがいるのですけれども、先ほど経理課長から説明があった通り、専門性ですとか、それから複雑性、あと、機器の取扱いをしている業者さん、メーカーさんが数多くあるわけではありませぬので、その機器を取扱っている業者さん、それから、特殊性の、こちらから発注した仕様に対応できるような業者さんが限られているのではないのかなと思っています。

あと、24時間以内ですとか、対応をしてくださいという理由については、浄水場にトラブルがありますと、その地区全て、これは浄水処理ですので、すぐに断水ということにはなりませんけれども、ある程度の、短時間で修理を行いませんと、そういう支障が出てくるということもありますので、緊急時にはすぐに対応できるような業者さんが入札に参加できるような、そういう条件としております。

全部で何社ぐらいありますかということですが、その機器の取り扱い、この機械器具にしても、電気設備、水質計器ですね、メーカーそのものが、水質計器にしても、本当にそのメーカーとしては、どうでしょう、一桁ぐらい、全国を見渡しても一桁ぐらいのメーカー数しかないと思うんです。それを、また取扱いできる業者さんといいますと、数に限りがあるのではないのかなと想像しています。

(切替委員)

もともとが、じゃあ、すごく少ないということ、この要件を満たすことがもともと少ないということですね。

(浄水課長)

はい。水質計器にしましても、一番目のこの活性炭の注入設備にしましても、ちょっと特殊な機器を選定しましたので、取扱いをする業者さんが少ないのかなとは想像しております。

(切替委員)

ありがとうございました。

(中川委員長)

よろしいですか。

(切替委員)

はい。ありがとうございます。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

では、私から。

(中川委員長)

はい。鈴木委員。

(鈴木委員)

3番目の案件です。この件は、入札参加者数が7者ということで、落札した会社以外の6者は、全て超過、価格が予定価格を超過していたという案件ですけれども、この件で、予定価格の設定ですね、価格の設定について、どうしてみんな超過しちゃったんだろうなということで、その価格の設定について、何か思うところってございますか。

(経理課長)

これにつきましては、特に機器費の割合が82パーセントと非常に高いというのが特徴としてございまして、それ以外に何か特別な項目があるかということ、特に思い当たるものがないので、それを各社さんが、労賃とか、そういったところで、どういうふうにはじかれ

たのか、少し高めに皆さん見ておられまして、ただ、機器費は82パーセントと非常に高いので、最低制限価格のラインも95.4パーセントなんですね。とはいえ、予定価格を超過した札がこれだけ並んでいますので、もしかしたら、積算しにくい何か理由があったのかなと。

(鈴木委員)

普通だと、やっぱりそれなりに上も下もと、それなりのバランスが取れた感じだと思うのですけれども、これは、全部上にいっちゃっているから、業者さんとこちらのほうで考えた中身が、もしかしたら、ちょっと齟齬(そご)があったのかなと、心配な感じはしたのですけれども。

(経理課長)

ほかの入札案件から見ると、異質な感じは、札の偏り方がですね。これについては、特に何か特別な理由は、設計上は何もないと思います。

(鈴木委員)

たまたまでしょうか。もしあれだったら、検討していただいたほうがいいのかないかなと思っただけです。

(経理課長)

はい。設計書の誤り等の可能性もありますので、このように札に異常な数値が出た場合は、設計が間違っていないかの調査等も必ずやらせていただいております。実際に、設計が誤っていたために入札を中止したというものは、今年度2件ほどございますので、可能性のあるものはしっかり調査をして、きちんと対応してまいりたいと思っております。

(中川委員長)

それに関してですけれども、これは、開札日が12月14日で、契約日が12月20日ですので、およそ6日間ぐらいで決定にしているということは、積上げの見直しをしたとしても、それほど時間がかかる作業ではないと考えてよろしいですか。

簡単に言えば、この前PAC注入ポンプというものの自体が、土砂を凝集する、まとめるというような、これも水道特有の、あるいは下水でもあるような気がするのですけれども、下水とか上水で行われる特殊な部分になるので、その積上げで、あまり狂うというのは考えられないなと思いますので、あとは、止めずに工事をやるからとかという、ほかの要因が絡んできているのかな。人件費の部分が今はかなり大きくなっているのです、そんなところを見るのも必要なのかなという気が少しするのですが、いかがですか、それも。

(経理課長)



この工事は、ポンプ自体ではなくて、ポンプの電気設備の部分のみでございまして。

(中川委員長)

そうか。電気設備だけなんですね。

(経理課長)

そうなんです。ですので、それほど特殊かという、そんなわけではないんです。事情はいろいろ業者さんごとにあるのかと思いますが、安くしてまで取りたくないというそういう場合もちろんあるでしょうし、その辺りは、なかなか私どもの想像の域を出ないのでございますが、なかなかちょっと確実な理由というのが思い当たらないというのが実情でございます。

(中川委員長)

わかりました。鈴木委員、よろしいですか。よくわからないということで。

(鈴木委員)

ちょっと気持ち悪いなという感じで。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次第に従いまして、次に進みたいと思います。

続きましては、指名競争入札の事案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(経理課長)

それでは、指名競争入札の抽出事案4件につきまして、順に御説明を申し上げます。

最初の案件でございますが、資料51ページでございます。浄水課所管の工事番号「浄戸営29第3号」「濃縮槽ほか鋼製歩廊補修工事」です。施工場所は「南区戸頭浄水場構内」でございます。工種は「鋼構造物」でございます。この工書の目的は、濃縮槽などの施設の点検用通路の腐食が著しいことから補修を行ったものです。濃縮槽といいますのは、浄水過程で沈澱した汚泥を、天日乾燥を行う前に水と泥に分離するための施設でございます。

入札の状況につきましては、56ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」でございます。業者の指名選定につきましては、新潟市水道局建設工事の発注基準及び指名業者選定要綱に基づきまして、地理的条件及び技術的適性を加味しまして、10者を指名しまして、平成29年10月30日に入札を実施し、同日付で契約を締結しております。

この案件につきましては、落札率が最も高いという理由で抽出をしていただきました。

この工事の入札におきましては、6者が辞退し、残り4者のうち、3者の入札金額が予定価格を超過したのとなり、予定価格と最低制限価格の範囲内の有効となる入札が1者

となったことから、このような結果となっております。

この工事は、工事の設計段階で、3者から参考のための見積書を提出していただきまして、市場価格が適切に反映された設計と私どもで考えておりますが、入札に参加された業者さんにおかれましては、比較的高めの金額で札入れをされております。その理由といたしますのは、ちょっと私どもでも不明な部分でございます。見積書通りであれば、ほぼ100ということにはなるのですが、なかなか値引きができないような何か事情があったのかなと推察をしているところでございます。この件につきましては以上でございます。

次に、2件目でございますが、資料59ページでございます。浄水課所管の工事番号「浄青施29第1号」「高区配水流量計更新工事」です。施工場所は「中央区南山配水場構内」です。工種は「電気」です。この工事の目的は、配水量、配水場から送り出される水の量でございますが、配水量を計測するための配水流量計が老朽化をしたため更新したものです。

入札の状況につきましては、64ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」です。業者の指名選定につきましては、要綱に基づきまして、この工事の等級に対応する格付業者AランクからCランクのうち、特殊な技術を有する業者10者を指名し、平成29年10月30日に入札を実施し、同日付で契約を締結しております。

この案件につきましては、落札率が2番目に高いという理由で抽出をしていただきました。

この工事の入札におきましては、3者が予定価格を超過、3者が最低制限価格を下回り、そして、3者が辞退となりまして、予定価格と最低制限価格の範囲内に入った入札が、1者だけとなったことから、このような結果となりました。落札額につきましては、最低制限価格を10万円、約1.2パーセント上回るものとなっております。

この工事は、工事費に占める機器費の割合が約92パーセントと高くなっておりまして、配水管の布設工事などと比べますと、最低制限価格の予定価格に対する割合が高くなっております。この工事の最低制限価格のラインは、96.2パーセント、落札者の落札率は、97.5パーセントということで、割合としては高めの工事となっております。以上が指名競争の2件目の工事でございます。

次に、3件目の案件でございますが、資料67ページをご覧ください。秋葉事業所工務課所管の工事番号「秋老支29第15号」「配水管布設工事」です。施工場所は「江南区茗荷谷地内」です。工種は「土木一式」です。この工事の目的は、老朽化管路の更新のため配水管布設工事を行うものでございます。

入札の状況につきましては、72ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」でございます。業者の指名選定につきましては、要綱に基づきまして、この工事の等級に対応する格付業者、土木一式のBランクからDランクのうち、地理的条件を加味しまして、10者を指名いたしました。平成29年12月5日に入札を実施し、翌6日付で契約を締結しております。

この案件につきましては、契約金額が最も高いので、内容を確認したいという理由で抽

出をしていただきました。

次の 74 ページをお開きいただきますと江南区茗荷谷地内の 6 カ所に丸が付いた図面がございますが、この工事は、口径 50 ミリの老朽配水管などを、約 45 メートル更新する工事でございます。工事の設計・積算は、水道局が採用する資料に基づき行い、入札の予定価格を設定しておりますが、予定価格が、指名競争入札の案件としては、上限に近い 923 万円であったことから、それに応じた落札額となっているものでございます。新潟市水道局では、消費税込 1,000 万以上のものは、一般競争入札になります。この案件は、もし、税抜であと 3 万円余高くなりますと、一般競争入札になるものでございます。先ほど図面をご覧いただきました通り、離れた場所を一括して発注をしているということで、かなり金額的にも、指名競争入札にしては高い金額になったのかなというところでございます。

次に、指名競争入札 4 件目の案件でございますが、資料は 75 ページになります。浄水課所管の工事番号「浄戸施 29 第 5 号」「1 系ポンプ井点検口覆蓋更新工事」です。施工場所は「南区戸頭浄水場構内」です。工種は「鋼構造物」です。この工事は、浄水施設の中で、浄水をポンプでくみ上げるための貯水施設であるポンプ井を点検するための設備の覆いやタラップなどが経年劣化したため更新したものでございます。

入札の状況については、80 ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」でございます。業者の指名選定につきましては、要綱に基づき、地理的条件及び技術的適性を加味して 10 者を指名し、平成 29 年 12 月 25 日に入札を実施し、同日付で契約を締結しております。

この案件につきましては、辞退・棄権が 7 者、無効・失格が 1 者と多いという理由で抽出をしていただいております。

この工事の入札における無効の 1 者は、入札金額が、最低制限価格をわずかに、3 万円ほどですが、下回っていたものでございます。なお、辞退の 7 者のうち、2 者からは、ほかの工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったという理由が示されております。この工事では、覆いの材質を F F U、合成木材としております。この F F U、合成木材を取り扱う業者の数は非常に限られておりまして、そういった関係で入札者が少なかったのではないかと私どもでは推察をしております。

以上で、指名競争入札の案件 4 件につきましての説明を終わらせていただきます。

(中川委員長)

ありがとうございました。

では、ただ今の指名競争入札 4 件につきまして、委員の皆さまから、御意見、御質問等、お願いいたします。

大野委員。

(大野委員)

最初の南区の戸頭浄水場の工事で、聞き漏らしたかもしれないのですけれども、この案

件で辞退されているところが6件ということで、10件中6件辞退されているというのは、ちょっと多いと感じるんですけども、この辺り、辞退が多くなった理由と、あと、10者を指名されているのですけれども、その指名のときに、競争性を高めるという意味で入札に前向きなところかどうかというのを、そういったところも判断というか、考慮することはできないのでしょうか。要するに、参加者が多くなければ、指名入札、競争入札と言いは難しいと思うので、この工事だけじゃないのですけれども、少し辞退が多くなっているところを、お考えというか、ここをお聞かせ願いたいと思います。

(経理課長)

この工事は、鋼構造物という工種でございまして、新潟市にも、かなり業者さんの登録はあるのですが、業者数そのものがさほど多い工種でなくて、なかなか選ぶ範囲というのも限りがございます、そういった中でも、今、委員から御指摘がありました、なるべく多くの参加者から札を入れていただいて競争性を高めるということは非常に重要だと思っておりますので、私どもでも、鋼構造物という工種に限らず、土木でも、電気でもそうなんです、辞退が何回か続いた業者さんにつきましては、指名を手控えさせていただいております、その代わりに、きちんと札入れをしてくださるようなところを、なるべく多めに指名するように配慮はしております。

ただ、この鋼構造物という工種につきましては、なかなか集まりがよくない部分がございます、案件的にも、年間を通しましてもほんの数件ほどしか発注がない工種でありまして、その鋼構造物の中でも、業者さんごとにお得意の分野がどうもあるようでございまして、なかなか札が集まらないといったような状況でございます。

ただ、私どもとしては、なるべく多くの参加者さんに札入れをしていただけるような配慮は一応しているところではございます。以上でございます。

(中川委員長)

よろしいですか、大野委員。

(大野委員)

それで、10者ということなんですけれども、これは、規則で決められているのでしょうか。根拠といいますか、無理やり10者を集めているのか、何というか、自主的に必要な10者なのかということところで。

(経理課長)

はい。選定要綱の中で、概ね10者という規定がございまして、私どもは、案件によって多少は業者数の増減はあるのですが、現在の運用ですと、指名競争入札の場合、6者から14、5者程度で幅を持たせた運用をしております。特に、10者でがっちり固定してしまいますと、もしかすると不正が行われる恐れもございまして、少しランダム性を持たせて

いる部分がございます。ただ、要綱上は、概ね10者という規定にはなっております。

(大野委員)

逆に、こういった扱いの少なそうなものについては、10者は12者にするとか、増やす。増やせばいいのかというまた議論もあるのでしょうかけれども、できるだけ参加者を増やすという意味で、考慮されてはいかがかなと思われま。

(経理課長)

御指摘の通りかと思えます。この鋼構造物という業種でも、10者を超える登録は新潟市にございますので、取りあえず呼び掛けをたくさんすれば、札を入れてもらえる可能性というのは高まるわけございまして、そういった意味からも、ただ今、委員から御指摘があった通り、要綱では概ね10者と言いながら、実際、その競争を高めるために、それ以上の指名競争入札の業者を挙げるとするのは有効な策かと思えますので、実施する方向で検討してみたいと思えます。

(中川委員長)

それに絡めてですけれども、受注意欲のあるところに出してもらうのが一番なわけですから、この戸頭の鋼構造物の件については、3者から見積を取っていると先ほどおっしゃったと思うのですが、その見積を取る量をもう少し増やすと、少なくとも見積を作るということは、その中をしっかりと見る業者になる、業者のほうとしては、見なくては駄目になりますので、受注意欲自体が出てくる可能性があるのではないかなという気が少しするのですが、そこの辺りはいかがですか。見積を取る会社の数は、どのような基準で決めているとかというのはありますか。

(経理課長)

それは、工事所管課によっていろいろ考え方があろうと思うのですが、浄水課長、どうでしょうか。

(浄水課長)

はい。戸頭であれば、地域性を考慮し、あと、この鋼構造物の持っている業者で、まず地域性から順番に追っていくというかたちで見積を取っております。今回は3者から見積を取って、その中で、基本的には、一番安い見積価格を使ったり、妥当な金額を使ったりしているのですが、それでもこれだけ辞退をするというのは、もう少し見積業者を検討していかなきゃいけないのかなというふうには、今考えているところです。

(中川委員長)

そうですね。先ほど、ほかのところでも、地理的条件を基に指名競争入札の会社を選ん

でいるという話もありましたので、その部分、地理的な部分を含めても、見積を取る・取らないというのは、結構大きな作業。当然、業者さんにとってみれば、余計仕事になる部分ではあるけれども、それだけでも意欲的な部分が出せるのかなという気も少しするので、そういった検討をしていただければと思います。

では、ほかに何かございますでしょうか。

はい。津野委員。

(津野委員)

素朴な質問ですみません。電子入札という案件になっているのですけれども、電子というのを説明していただきたいのですけれども。

(経理課長)

すみません。聞き取りが。

(津野委員)

電子入札というので、指名競争入札の電子入札という、この案件をやっているからで、それについて。

(中川委員長)

システムのやり方ですね。どういうふうにするかということ。

(経理課長)

指名競争入札の電子入札をどのようにやるかということですね。

(津野委員)

はい。

(経理課長)

まず、水道局で指名する業者さんが決まりましたら、契約システムで、各業者さんに、入札参加通知、指名通知をお送りします。業者さんのほうで、その指名通知をパソコン上で受け取りましたら、参加するか、しないかのお返事をしていただきます。参加するといった業者さんを対象に、今度は札入れになるのですが、入札日よりちょっと前になりますけれども、金額をパソコンで入力して送信していただきまして、システム上でそれを集め、開札日に開札をして、一番安い業者さんに決定するというメカニズムになっております。ですので、業者さんは、パソコン上で入札の手続きを全て行うことができます。

(中川委員長)

よろしいですか。

(津野委員)

はい。その電子入札のメリットというか、それはどういうところにあるのでしょうか。

(経理課長)

業者さんから見れば、わざわざ入札日に役所に来て、集まらなくてもよろしい。好きな時間に札入れをすればよろしいですし、そういった面では、非常に労力面では軽減されているかと思います。

また、私どもからすれば、入札をしなくても、パソコンでできるわけですから、非常に省力化が図られますので、事務の手間というのはかなり軽減をされております。また、業者さんの顔を合わせる機会がないので、談合されたりするリスクが下がる。

(中川委員長)

ああ、なるほど。

(経理課長)

はい。というメリットもあるかと思います。

(津野委員)

ありがとうございます。

(中川委員長)

よろしいですか。はい。ほかに何かございますでしょうか。切替委員、お願いします。

(切替委員)

すみません。本当に基本的なことですみません。この予定価格は事後公表となっておりますけれども、この最低制限価格は、事後ではなくて、最初にわかって、業者さんはわかっているという意味でいいのでしょうか。

(経理課長)

予定価格も、最低制限価格も、入札が終わった段階で、同時に公表されます。ただ、業者さんは、入札を公告した段階で、金額の入っていない設計書がインターネット上で見られるのですが、そこに数字を当てはめていくと、ほぼ正確にその数字をはじき出せる能力を今お持ちだと思います。

(切替委員)

中には、下回っている、最低価格を下回って出してこられているところもあるようなんですけれども、それは、これでできますよというふうに業者さんは思ってお出されていると。

(経理課長)

恐らく最低制限価格がこの価格だと思って、間違っただけで計算を。端数の部分の処理ですか、そういった微妙なところの計算をお間違えになられると。

(切替委員)

そういうことじゃなくて、最低よりも下回って出すということは、わかっていなかったのかなと思ったので。

(経理課長)

恐らく最低制限価格を狙われてきていると思うんです。最低制限価格を狙えば、受注者になれる可能性が非常に高いので、狙ったのだけれども、ちょっと外れたと、恐らくそういうことだろうなと思います。

(切替委員)

なるほど。そうすると、じゃあ、その高い方と、下回っている方もいれば、4番目の事例で言うと、結構高いところは、何百万も高いんですけれども、落札されたところよりも。その辺りも、それは、業者さんの計算の中では、このぐらい必要だと思われるということですね。

(経理課長)

これはだいぶ離れていますので。

(切替委員)

下回っているところもあれば、すごく上回っているところもあるという差が、何だか私にはよく理解ができなくて。

(中川委員長)

あまりにも違いすぎますね。

(経理課長)

これは、誤りではなくて、この金額なら受注するよと。安くは取らないといった違いと。

(中川委員長)

何か業者さんの意思を感じますよね、こういうので。



(経理課長)

やっぱり、これ以上、値下げできないといいますか、この金額なら受注してもいいなという希望価格で出されているかと思うんです。件数が割と多い状態ですと、割と業者さんのほうも、そんなに安くしなくてもいいというような意識がどうも働くようございまして、必ずしも全ての案件で最低制限価格を狙ってくるというわけでもないです。この辺は不思議なところございまして。

(切替委員)

それなりの意味があって高く設定されているということですね。

(経理課長)

と思われまして。

(切替委員)

業者さんによって。ありがとうございました。

(中川委員長)

よろしいですか。

(切替委員)

はい。ありがとうございます。

(中川委員長)

今のこの流れのように、今、事後公表のパターンですけれども、今までの中では、事前公表もありましたよね。事前公表でやると、どうしても、もう金額がわかっているので、ほぼみんな同じ金額になってしまうので駄目だろうということで、事後にまた戻ってきているような感じもするのですけれども、事後だと、今度は、業者さんのこういう意思もしっかり出てくるのかなと。

あと、それと、今、公共事業だけではなくて、建設・土木、両方ともいろんな事業が活発に行われているので、その中で、業者さんのほうにもすごく意思的に選ぶ感じが、以前よりもすごく強くなっているような、私は印象があるので、業者さんの意思はそれなりに重要だし、ただ、入札でやる立場で考えれば、できるだけ多くの業者さんに受注意欲を出してもらいたいという、そこの工夫を、これから、行政側もいろいろしていかなきゃ駄目なのかなというところを考えていただければなとすごく思います。

すみません。ほかに何かございますでしょうか。

(大野委員)

基本的な質問で、3番目の新潟市江南区茗荷谷地内の配水管布設工事の72ページ「総合評価等に関する結果」で、2者が棄権とありますけれども、棄権というものの具体的な内容と、あと、辞退というのと棄権というのは、どこがどう違うのかというところをちょっと教えていただきたいと思って質問させていただきました。

(経理課長)

承知いたしました。辞退と棄権の表示でございますが、辞退というのは、業者さんから、正式に私どものほうに、この入札については参加したくないという意思表示があったもの、これを辞退としております。棄権というのは、辞退するという御連絡もないまま、札入れもしていただけていないというものでございまして、その違いでございます。

(中川委員長)

よろしいでしょうか。

(大野委員)

はい。

(中川委員長)

ほかに何かございますか。

私も、基本的なことで、4番目の戸頭のポンプ井のふたの件ですけれども、ここで、F Uという合成木材というものが使われているという、これは、多分、内容がどういうものなのか、鋼構造物なのにもかかわらず、合成木材というのがちょっとぴんとこなかったもので、それを説明していただけますか。

(経理課長)

浄水課長、よろしいですか。

(浄水課長)

はい。既設のふたが鉄のふたで、塗装だったか、メッキだったか、ちょっと忘れましてけれども、穴が開きそうな状態で危ないので。

(中川委員長)

腐っている状態ですね。

(浄水課長)

ええ。腐っていて取り換えると。あと、点検口ですから、池の中の点検をするためのタ

ラップも一緒に取り換えましょうという工事だったんですが、そのためのふたを。

今回使ったFFUという材質は、腐食しない。今までは鉄だったのですが、配水池、浄水池ですので、塩素ガス等の影響で、結構鉄ですと腐食しますので、腐食しない、しづらい樹脂製のふたを使った。それを載つけるにしても、枠を製作してもらわなきゃいけないというような、そちらの特殊性のほうがちょっと割合を占めているのかなということで鋼構造物と。タラップ、それから。

(中川委員長)

なるほど。それで、鋼構造物ではあるんですね。

(浄水課長)

はい。ふたの枠、それから、既設のものの撤去というのを考えると、鋼構造物なのかなということで工種を選びました。

あと、FFUというのは、これはポリスチレン、いわゆるプラスチックのふたです。FRPとか。

(中川委員長)

はい。FRPであれば、すごくわかるんですけれども。

(浄水課長)

FRPとは、もう少しこれは加工しやすい。FFUというのは、そのかたちで、もういざとなったときに、現場でも切れる、寸法が合わせられる、加工できるというような品物で、当然、ふたの取っ手ですとか、工場で付けてきますので、その部分は、工場で造っていますけれども、現場加工も、取りあえず加工で、その後からその辺の補修を、加工したところを補修できるというような品物ですので、そういうものを材質として選んだということです。

(中川委員長)

わかりました。ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。じゃあ、よろしいでしょうか。

それでは、最後の随意契約、これについて説明をお願いいたします。

(経理課長)

それでは、随意契約の抽出事案2件について御説明します。

一つ目の案件ですが、資料 83 ページでございます。浄水課所管の工事番号「浄戸施 29 第6号」「1号配水ポンプインバータ盤更新工事」です。施工場所は「南区戸頭浄水場構内」です。工種は「電気」です。この工事の目的は、耐用年数が経過し、故障時に修理ができ

ない配水ポンプの電源盤、ポンプ盤、及び付属機器の更新を行ったものでございます。

業者の選定理由につきましては、次の 84 ページをお開きください。「随意契約依頼書」でございます。更新の対象となった装置と、それと関連する制御回路は、製造業者独自の技術で構成されているため、この工事を行う際には、装置などの仕様及び機能を熟知している技術者でなければ行うことができません。従いまして、製造業者の特約店であり、技術者を派遣できる昱工業株式会社と、平成 29 年 12 月 19 日に契約を締結しております。

この案件は、最も契約金額が高いという理由で抽出をしていただきました。

この工事は、更新する装置の製作に当たりまして、製造業者独自の技術が必要であり、専門性、特殊性が高いとともに、工事費のうち、機器費の占める割合が約 87 パーセントと高いことから、ほかの装置類の更新に比べますと、非常に高額になっております。

最後に、随意契約二つ目の案件ですが、資料 89 ページでございます。中央事業所維持管理課所管の工事番号「維修 29 第 101 号」「巻浄水場、青山浄水場相互融通仮設配水管布設及び撤去工事」です。施工場所は「西区明田及び西蒲区桑山」です。工種は「土木一式」です。この工事は、冒頭、部長の御挨拶の中にもございましたが、今年 1 月の寒波の際に施工したのですが、当時の状況と併せて、工事目的を御説明いたします。

今日お配りしました資料で A 3 横の資料が皆さまのお手元にあるかと思いますが、恐れ入りますがお開きください。お配りしました資料「平成 30 年 1 月寒波における水道への影響について」です。まず、「1. 気温及び水道局への入電件数」でございます。寒波による気温の低下とともに、水道管の凍結・破裂・漏水に関するお問い合わせの電話が 1 月累計で 4,600 件を超え、昭和 59 年 2 月の寒波以来の非常事態といった状況に至っております。

図は、気温と水道局への入電件数の推移をグラフで表したものでございます。黄色のラインが最高気温、青のラインが最低気温。棒グラフの青が凍結の電話、赤が破裂の電話でございます。

次に、「2. 配水量の状況」でございますが、市内各所におきまして、お客さまの給水管の凍結・破裂が多数発生したことや、凍結防止策などによりまして、お客さまは、少し蛇口を開きっ放しにされるといったようなことで、水道の使用量が著しく増大しまして、水道局で節水の呼び掛けや漏水対策などを実施しましたが、市内全体で 1 月 28、29 日には、連続して、市町村合併後の過去最大を上回る配水量を記録いたしました。

特に、青山浄水場と巻浄水場では、供給能力を超えました。青山浄水場系の配水区域では、ほかの浄水場の配水区域からの切り替えで対応いたしましたが、巻浄水場系の配水区域では、青山浄水場のように、ほかの浄水場の系統から水の融通ができない地域のため、最低限の生活用水を確保するため、やむを得ず、巻浄水場配水区域の一部の地域において、1 月 29 日と 30 日の 2 回、計画断水を実施せざるを得ない状況となりました。

その後、青山浄水場において、区域の切り替えで余力が生じたことから、巻浄水場系配水区域の水の不足を解消するため、西蒲区の西川地区の一部を、青山浄水場系の配水区域に切り替えるために、臨時に、この本日抽出いただきました 10 番の案件でございますが、臨時に、仮設連絡管布設工事を実施しております。

ここで、また評価委員会の資料に戻っていただきまして、90 ページをお開きいただけますでしょうか。業者の選定理由ですが、この工事は、巻浄水場系配水区域におけるさらなる断水を回避するため、緊急に実施したものでございました。このため、多くの工事業者を要しまして、市内で唯一、迅速な対応が可能である新潟市管工事業協同組合と、平成 30 年 1 月 30 日に契約を締結いたしまして、臨時に工事を実施したものでございます。

この案件は、落札率が最も高いという理由で抽出をしていただきました。

この工事は、緊急を要しましたことから、布設工事を先行いたしまして、工事の完了後、出来高での精算としたことによるものでございます。

以上で、随意契約の抽出事案 2 件の説明を終わります。よろしく願いいたします。

(中川委員長)

ありがとうございました。

では、この随意契約 2 件について、委員の皆さまからの御意見、御質問等ございますでしょうか。

(鈴木委員)

じゃあ、私から。

(中川委員長)

鈴木委員。

(鈴木委員)

今ほどの新潟市管工事業協同組合との契約ですけれども、これは、水道局さんとしては、協同組合との契約なんですね。協同組合は、業者とそれぞれ、やはり契約を結んでやってもらうというかたちになるのでしょうか。

(経理課長)

形式上はそうなります。

(鈴木委員)

そうすると、協同組合が、実際にどこの業者にどのぐらいの価格でやってもらったとかという、そういうところまでは、水道局としては把握されているのか、していないのか。

(経理課長)

組合から各構成業者に対する配分については、私どもは承知しておりません。

(鈴木委員)

この価格について、これは、この金額というのは、工事が終わって請求が上がってくるというかたちなんですか。

(経理課長)

基本的に、終わってから見積をいただきまして、それを基に、私どもで設計書に落とさせていただきまして。

(鈴木委員)

で、妥当な金額だなと把握されて、これでいいという処理をされるということなんですかね。

(経理課長)

はい。その通りでございます。

(鈴木委員)

価格について、水道局として、独自にちゃんと積算なりをして、この金額は妥当だという裏付けがあるというか、そういうことで、単に言われっ放しじゃないよと、請求されっ放しじゃないということなんですかね。

(経理課長)

こういった緊急の対応というのはたまにございますが、いただいた見積と、それと、私どもが独自に積算をしたもの、それと比較いたしまして、見積が積算したものより安いというのが大前提でございますので、全て私どものチェックの範囲内の価格であるということでございます。

(鈴木委員)

わかりました。ありがとうございます。

(中川委員長)

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

はい。大野委員。

(大野委員)

1番目の「1号配水ポンプインバータ盤更新工事」におきまして、ひと言で言っても、1者になったのは、金額は高いけれども、専門性、特殊性が高いということと、機器が相当な値段をするということだと理解しているのですけれども、こちらの昱工業さんには、いつごろからこの工事を継続してやられているのでしょうか。

(浄水課長)

これは、日立製のポンプ設備を昱工業が納入した経緯があり、引き継ぎ部分更新についても同社に発注するものです。

(中川委員長)

要するに、機器のメーカーとの絡みですよ、これは。機器のメーカーが、一つのそれぞれの独立性があるので、違うメーカーの機器と互換性はないので、その機器でやり続ける限りは、その機器を扱うところしかできないというふうに私のほうでは理解しているのですけれども、そのような考え方で大体よろしいですか。

(浄水課長)

ポンプ設備そのものを全て更新するとなると、競争入札になると思われませんが、その中の一部のこの設備の更新になりますと、やはり既設のメーカーでないと、手が付けられないというような特殊性がありますので、どうしても随契になってしまう。

(大野委員)

やむを得ない理由ということで、2号ですか、やむを得ないというか、入札に適さないと、そういう理由になるのでしょうか。

(経理課長)

ほかのメーカーの代理店さん等ではちょっと手が出ないと、私どもでは判断しておりません。

(大野委員)

これは、見積とか、そういうのも取らないと。

(浄水課長)

見積を取って、見積内容も精査した上で、この機器費については、昱工業さんとも協議をしながら、その妥当性を確認して、その金額を採用していると。これは、1者でも、そのままの言いなりではないということ。

(中川委員長)

言いなりではなくてということですね。

(大野委員)

その辺り、こういう御時世ですので、透明性といいますか、そういったところを十分に

配慮されて、昱工業さんと御協議をされたほうがいいと思います。

(中川委員長)

よろしいでしょうか。ほかに。

(鈴木委員)

よろしいでしょうか。

(中川委員長)

鈴木委員。

(鈴木委員)

今の件で、メーカーの特約店でないとできないというのはわかるのですが、日立製のこのものを扱う特約店というのは、この会社だけなのでしょうか。

(浄水課長)

日立製作所に、県内の扱う業者さん、あと、ほかに代理店等ありますかという問合せをいたしました。日立製作所の特約店は、地域別、設備別にすみ分けしており、今回の工事は昱工業となるものです。

(鈴木委員)

こうなるわけなんですね。わかりました。

(中川委員長)

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、全体を通して、一番最初からの説明も含めて、全体的に、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、私から一つ。質問というよりも、最近、マスコミをにぎわしている、水道は高くなるんだよ、民間になるんだよという話について、これは、入札の部分とはかなり関係はないところもあるのですけれども、新潟市の今後の方向について、今現在でわかっている、あるいは思っている方向があれば、教えていただきたい。特に、私が調べた中では、新潟市は、あまり民間に移行する方向の意識はないように思うのですけれども、そこの辺りも含めて、どのような。これだけマスコミで騒がれていると、やはり聞きたいというのがありますので、ぜひ教えていただければと思います。

(総務部長)

近年マスコミに出ている水道法の改正に絡んでのお話だと思いますが、マスコミからは、



民営化だの、民営化への移行だのという考え方で報道される部分もありますが、あれは、国会での審議でも言うておりましたが、民営化ではなくて、委託の範囲の拡大という側面で、私どもは、今のところは理解しております。

その中の手法として、コンセッション方式とあって、事業を一部所有したまま運営権を売却するというものは言われておりますが、現時点、新潟市の水道としては、それも選択肢の一つではあるのかなという程度の認識でありまして、移行するという具体的なスケジュール感を持った検討等はまだしておりませんので、私どもの状況としたら、今、私が申し上げたような状況でございます。

(中川委員長)

わかりました。以前、よく使われた手法として、PFIという手法があるのですけれども、それと、今議論されているのはどう違うんだというのも少し微妙に思うところなんですけれども。

(総務部長)

今後、まだ勉強していかなきゃいけない部分もありますけれども、運営権を売却してしまうというところというのは、PFIも。

(経理課長)

PFIは、民間資金活用なので。

(総務部長)

そうですね。施設を私どもが持ちながら、運営権を売却して、その売却益を得ると。そういうところがちょっと違って来るのかなと思いますが、それにしても、まだ、詳細な制度設計みたいなものがこれからまだあるのかなと思っておりますので、もう少々研究をして。

(中川委員長)

様子を見てということですね。

(総務部長)

様子を見て、当面の間は、選択肢の一つぐらいだろうなという位置付けで思っております。

(中川委員長)

それこそ、この随契のところで出てきた、今年の1月の水道管の破裂、あれに対して、必死になってそれを対応していったこういう活動があることを思うと、あまりにも拙速な

民間委託だよ、民間がやるんだよというような話の方向というのは、ちょっと違うのかなというような感じを私なんかは持っているのですけれども、そういったことも含めて、雑談的なんですけれどもお聞きしました。

何かほかに、皆さん、ございますでしょうか。全体を通してでも結構ですし。

はい。津野委員。

(津野委員)

空き家対策というか、空き家があることで、このような漏水とか、そのような問題が出ていると思うんですけれども、そういうものの把握というのは、どのようになさられているかと思ひまして。

(中川委員長)

空き家の把握ですね。

(経理課長)

私どもは、料金のシステムがありますので、そこで、0立方メートル、ご使用がないようなご家庭というのは把握することができます。それを基に、今年度、使用が少ないご家庭等に対して、お知らせをいたしまして、今後も継続してお使いになられるかどうかとか、そういったこともお聞きをしておりますし、また、広報等もしっかりやっております、今年の夏ごろから、水道局の広報誌で、夏から冬の対策の呼び掛けというのはおかしいのですけれども、早い段階から、冬の凍結防止のために。夏に呼び掛ければ、夏は気候がいいですから、家の周りをぐるっと回っていただけるかと思ひますので、凍結対策等も、早めの呼び掛けをさせていただいております。

いずれにしても、空き家というか、私どもの場合、長期不在のご家庭、完全な空き家ではなくて、普段はいないけれども、たまに誰かが掃除に行くので、そのために水道がつながっているとか、そういったところが元栓を開けたままで非常に危険ですので、そういったご家庭に対する対応等をしっかり今のところは進めているところでございます。

(中川委員長)

よろしいですか。

(津野委員)

はい。

## 【閉会】

(中川委員長)

では、ほかに何もなければ、平成30年度2回目の入札等評価委員会を終了とし

たいと思います。

終了に当たりまして、ひと言、私から。

実は、私、これで6年、ここで関わらせていただきました。私にとっても非常に、入札制度の勉強もさせていただきましたし、水道のシステムということについても、非常にいい勉強になりました。今後も、水道事業、特に新潟市の水道事業はかなり立派だと私は思っていますので、これをしっかりつなげていって、民間に移るようなことのないようにというようなことも含めて、期待を持って最後の言葉とさせていただきたいと思います。6年間、どうもありがとうございました。では、これで終わりにしたいと思います。

(進行役・経理課長補佐)

中川委員長、長年にわたり大変ありがとうございました。お世話になりました。

以上をもちまして、平成30年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。委員の皆さま、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(終了)